

令和元年度 第6回 第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会 議事概要

○開催日時

令和元年11月12日(火) 18:30～21:00

○開催場所

旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1, 2

○出席委員(11名)

會田委員, 荒木関委員, 飯田委員, 石ヶ森委員, 石河委員, 岡本委員, 片桐委員, 小山委員, 佐藤委員, 田中委員, 宮崎委員

○欠席委員(4名)

赤坂委員, 川口委員, 後藤委員, 諏訪委員

○事務局(13名)

子育て支援部 竹内次長, 高野次長

子育て支援課 坂本補佐

子育て企画係 岩本主査, 石山

こども育成課 金課長, 門脇主幹, 土橋補佐, 上田補佐, 中見主査

母子保健課 松浦課長

子ども総合相談センター 村椿所長, 山本主幹

○概要

1 開会

2 議事

(A 委員)

第4章の導入部分について事務局から説明を。

(事務局)

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制について説明する。

本プランについては、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の位置付けを含むことから、子ども・子育てに関する事業量の見込み及び確保方策について令和2年度から令和6年度までの取組内容をこの第4章に整理することとしている。

「2 本市の状況について」は、本プランの骨子や第1章で触れているので説明を省略する。続いて37ページでは、0歳から5歳までの就学前児童及び6歳から11歳ま

での小学校の児童について今後5年間の人口推計を掲載している。

この推計は、平成26年度から平成30年度までの5年間における住民基本台帳の登録人数に基づき、過去における人口の動きから変化率を求めるコーホート変化率法により算出している。この人口推計によると、新プランの計画期間である令和2年度からの5年間において、いずれの年齢層も減少していく見込みとなっている。

続いて38ページの「3 量の見込み及び確保方策の設定について」、ここでは、量の見込みと確保方策の考え方について説明する。まず量の見込みは、子ども子育てに関する事業の利用がどれだけ必要とされているかを示す見込みの数値であり、事業の需要量を示している。この量の見込みについては、国から算定方法が示されているため、平成30年度に実施した子育て世帯向けのアンケート調査の結果を基に事業の利用に係るニーズ量を計算している。

具体的な算定方法については計算式を掲載しているが、前ページの子どもの推計人口に、ニーズ調査の結果に基づき、現在の生活状況や今後の就労見込みに係る回答から、AからFに分類した家庭類型と事業ごとの利用意向率を掛けて算出している。量の見込みは、このニーズ量を基本とするが、事業の利用実績と大きな乖離が生じるものについては、必要に応じて数値の補正を行い量の見込みとしている。

続いて確保方策は、子ども子育てに関する事業についてどれだけ提供するかを示す見込みの数値であり、事業の供給量を示している。これについて、量の見込みに留意した確保内容及び実施時期を設定している。

続いて39ページ「4 全市における量の見込み及び確保方策」について、39ページの上の表は、国の基本指針に基づきこのプランに規定することが義務付けられている事業、下の表は市独自に掲載する事業の一覧となる。

これから表に掲載した事業の順番に個別の量の見込みと確保方策に係る説明をするが、ここまでが第4章の冒頭部分に当たるので、ここで一旦区切る事として説明を終わる。

(A 委員)

事務局から第4章の冒頭部分について説明があったが、意見、質問などはあるか。

(B 委員)

P37の人口推計の状況について、旭川市の場合、個人的には東神楽町や当麻町との人口の連動性というのがあると思う。人口が減っているということもあるが、周辺の町へ移住している方もいると思う。そのような要素はこれに反映されているのか。

(事務局)

反映されていない。大きな要素ではないと考える。

(A 委員)

第4章の導入部分については、部会の意見として事務局案のとおりとする。

(A 委員)

平日日中の教育及び保育の全市の状況について事務局から説明を。

(事務局)

資料1の39ページ、この表に掲載した事業のうち、1号認定、2号認定、3号認定について説明する。

これらは、教育と保育の必要性及び対象児童の年齢によって区分している。

1号認定の「幼稚園等で教育を希望するもの」は、教育を希望する3歳以上の児童を対象としたもので、利用施設として幼稚園のほか教育と保育の機能を併せ持つ認定こども園が該当する。

次に2号認定の「保育の必要性があり教育を希望するもの」は量の見込みと確保方策に関する国の手引に基づいた分類となるが、共働き家庭などのうち教育を希望する3歳以上の児童を想定したもので1号認定と同様に幼稚園や認定こども園が該当する。

次に、2号認定の「保育の必要性があるもの」は、保護者の就労などで保育を必要とする3歳以上の児童を対象としたもので、保育所や認定こども園が該当する。

最後に3号認定の「保育の必要性があるもの」は、保育を必要とする3歳未満の児童を対象としたもので、保育所と認定こども園のほか、特定地域型保育が該当する。

続いて40ページでは、幼稚園や保育所、認定こども園などの平日日中の利用について、平日日中の教育及び保育として整理している。

平日日中の教育及び保育は、全市の状況と51ページ以降の各地区の状況と分けて説明する。

まず、全市の状況について、40ページの表は今年度の4月又は5月時点における施設の状況として施設数、定員、利用児童数、定員充足率を施設の種類ごとに掲載している。

定員充足率でみると、認可保育所や認定こども園、施設給付型の幼稚園が区分される特定教育・保育施設は、最も高い97.0%、次に3歳未満を対象とする小規模保育事業や事業所内保育事業の特定地域型保育事業が78.6%、確認を受けない幼稚園や認可外保育施設、企業主導型保育事業がおよそ50%半ばから60%の割合となっており、全体の定員充足率は90.8%となっている。

続いて41ページは平日日中の教育及び保育について、全市における量の見込みと確保方策を整理した表である。

表の見方について、令和2年度から令和6年度までの5年間において、1号認定、2

号認定、3号認定の量の見込みと確保方策を掲載している。

表の1行目に量の見込みを、2行目以降にそれに対する確保方策として定員数を整理しており、例として令和2年度の3号の0歳について、縦の方向に参照いただきたい。量の見込み①のところに747とある。この量の見込みに対する確保方策として、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業を合計した小計②に732とあり、さらに下の認可外保育施設と企業主導型保育事業を加算した合計③に766とある。

その下に過不足という行があるが、量の見込み①の747と特定教育・保育施設と特定地域型保育事業を合計した小計②の732を比較すると量の見込みよりも確保方策が少ないため、過不足②から①を引いたものでは、マイナス15となっている。

これについて、量の見込み①の747と、認可外保育施設と企業主導型保育事業を加算した、合計③の766と比較すると、過不足③から①を引いたものでは、プラス19となり、確保方策が量の見込みを上回っていることを確認できる。

また、その下の参考の欄には、弾力的運用対応分として認可保育所定員数の102%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

続いて表に掲載した量の見込みに係る算定の考え方について説明する。本日配付した参考資料6の1ページ、「1号認定、2号認定（教育）の量の見込み」について「1」にアンケート調査から算出したニーズ量を整理している。

新プランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となるが、直近の実績と比較するための参考として、令和元年度の数値も試算したところである。

国の手引に基づいた算定によると、令和2年度は1号認定が2,317人、2号認定の教育が973人であり、計画期間の最終年度に当たる令和6年度は、1号認定が2,028人、2号認定の教育が851人となっている。

参考として算出した令和元年度の数値を御覧いただくと、1号認定が2,393人、2号認定が1,005人で、合計すると3,398人となる。

これについて、「2」に、令和元年度5月現在の実績値を掲載しており、これと比較すると、ニーズ量の合計が3,398人であるのに対し、実績値は2,981人とどまり、2割程度の乖離が生じていることが確認される。

「量の見込み」については、ニーズ量と実績に乖離が生じる場合は、数値の補正が認められているため、数値の調整をしたものが、「3 量の見込みの算定」である。

ここでは、実績値と乖離した87.7%を算出し、ニーズ量にその割合を掛けることによって、基準となる令和元年度時点での数値を一致させて、量の見込みを算定している。

続いて2ページ目、2号認定（保育）の量の見込みについて、基本的な考え方は1ページで説明したニーズ量の補正と同様である。

2号認定の保育では、令和元年度4月現在のニーズ量が3,371人であるのに対し、

実績値は3,682人であり、1割程度の乖離が確認されたことから、実績値と乖離した割合109.2%を算出し、ニーズ量にその割合を掛けることによって、基準となる令和元年度時点での数値を一致させて、量の見込みを算定したところである。

続いて3ページ、3号認定1歳から2歳の量の見込みについて、ニーズ量と実績に乖離が生じた場合の数値の補正のほかに、近年の女性就業率の上昇を考慮した補正を行っている。

具体的には、「2 女性就業率の上昇を考慮」の中ほど、点線で囲んだ部分にニーズ量の算定式を掲載しているが、算定項目のうち利用意向率に女性就業率の伸び率を年間1.5%加算することによって、ニーズ量を補正している。

3ページの下に総務省の労働力調査から抜粋した、女性の年齢階級別就業率の推移を参考として掲載しており、過去5年の就業率に係る対前年比の平均伸び率から1.5%という数値を算定したところである。

次の4ページでは3ページで補正したニーズ量について、実績値と乖離した割合を算出し、量の見込みを補正する旨を記載しているが、1ページや2ページの補正と考え方が同様のため説明を省略する。

続いて5ページ、3号認定0歳の量の見込みについて、女性就業率の上昇を考慮した補正に係る内容であり、3ページの3号認定、1から2歳の考え方と同じものであるため説明を省略する。

6ページにここまで説明した1号認定や2号認定、3号認定は、各年度4月時点での量の見込みを算出しているが、3号認定の0歳については、年度当初から年度末にかけて出生に伴い段階的に利用者が増加する特性があるため、年度途中の中間値を量の見込みとして設定したいと考えている。

具体的には「3」において、平成30年度の実績値を基に、令和元年度における年度当初の実績値と年度末の推計値の平均を、中間値としている。

次に「4」において、その中間値を5ページで算出した補正後のニーズ量と比較し、実績値と乖離した割合を掛けることによって、「量の見込み」を算定したところである。

次に、資料1表の下にある取組の内容について、確保方策に係る取組の内容として、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

整理箇所及び定員数等は、毎年度の予算編成作業、事業者に対する意向調査の結果等により変動するものであるが、現時点で予定する内容として、それぞれの認定区分による定員数の増減を整理しているところである。

令和2年度では、1号認定が幼稚園の特定教育・保育施設への移行や確認を受けない幼稚園の休園などに伴い、269人の減。2号認定及び3号認定が認可保育所や認定こども園の増築などで、合計44人の増を予定している。

令和3年度では、1号認定は認定こども園の増改築により9人の増。2号認定及び3号認定は認定こども園の増改築や小規模保育事業の新設により、合計で39人の増を予

定している。

次に、41ページの表のうち計画の最終年度に当たる令和6年度を御覧いただくと、全市における「平日日中の教育及び保育」については、いずれの認定区分においても確保方策が量の見込みを上回っており、不足は生じていないところである。

以上で平日日中の教育及び保育の全市における量の見込み及び確保方策について、説明を終わる。

(A 委員)

事務局から平日日中の教育及び保育の全市の状況について説明があったが、意見、質問などはあるか。

(B 委員)

説明の中で各施設の意向調査を踏まえてとあったが、意向調査については現在の新制度施行時に各施設全てに調査があったと思う。法律的には幼稚園が意向調査しなければならないという位置付けであったと思うが、どういった範囲で意向調査を実施しているのか、保育園・認定こども園の全てに意向調査はあったか。

また、41ページの表について、以前誰かに話したかと思うが、2号の表記、教育と左記以外という部分について、他の部分では教育と保育という表現であったかと思うが、この部分は文中の説明と同じ記載とした方が良いと思う。

もう一点、3号の0歳について、量の見込みと確保の検討方法の仕組みの説明を受けて初めて分かったが、中間値ということで、真ん中の値であれば後半は足りなくなるのではないかという懸念がある。

(事務局)

移行調査については全ての施設での調査を実施している。

(事務局)

2点目の左記以外という表現について、意見のとおり保育とする。ただし、国や道への報告ではこれに近い表記となる。

3点目の中間値について、国の算出方法のひな形で、0歳児は年度当初と年度末で乖離が大きいことに対する算出方法として示されているものの1つである。

(B 委員)

3号で中間値を用いても最終的には計画最終年度の令和6年度で0歳児は足りるということでのよいのか。

(事務局)

よい。

(B 委員)

0歳児の最終的な定員数がどれくらいか示してほしい。

(事務局)

認可外を含めて780人。

(B 委員)

令和6年度のニーズ量が1,039人と示されている。それに対して697人の見込みと算定し、780人の椅子は用意するということだと思うが、仮に1,039人が全て利用すると200ほど不足すると思う。それについてどう対応するのか。

(事務局)

0歳児は年度の後半に向けてニーズが増えていく。年度末の数値に合わせて年度当初の空きが多くなるという状況になると思う。例えば、弾力定な運用や保育士の確保を進めることによって既存の施設の中での受入れを広げていくという対応が望ましいと考える。

(B 委員)

今までの計画値もあるので、一概に良いのか悪いのかは分からないが、旭川市民の住民税徴収額が増えていると聞いた。就労してなかった人が就労し、就労するボリュームが増えるという形で税収が上がっているのだとすれば、この中間値という考え方が上位に移っていくということも今後考えられるのではないか。労働力が足りなくなっていくので、色々な形で就労機会が増えるであろうということで質問した。

(C 委員)

認可外保育施設指導監督基準をあと3年で満たさなければ幼児教育・保育の無償化の対象とならない。また、市からの補助金が切られると聞いた。小さな認可外保育施設で幼児教育・保育の無償化の対象とならず、補助金もなくなるとすれば運営ができなくなると思う。確保内容にある認可外保育施設の数値は、全て指導監督基準をクリアした時の数値なのか。

(事務局)

指導監督基準の状況にかかわらず、現在市内に所在している認可外保育施設の定員数

を全て掲載している。

(B 委員)

各地区で見ると、幼稚園の1号定員が増えた地区があった。場合によっては1号定員を増やすことはあるということか。

また、意向調査を全ての施設にかけたという話があったが、私の園で回答した記憶がない。間違いないか。

(事務局)

意向調査は、保育所が認定こども園に移る希望、幼稚園が施設型給付に移る希望、認可外保育施設が認可保育施設に移る希望ということで、移行に係る意向の調査を全てに実施したということ。

(B 委員)

定員をどのように考えるかということの全施設への意向の調査は実施していないのか。

(事務局)

定員ではなく、施設類型の移行である。

(B 委員)

施設類型の変更ということでの意向調査ということか。

(事務局)

そのとおり。定員変更の意向ではない。

(B 委員)

定員数についてどのように考えるのかという調査はないのか。

(事務局)

定員数の変更に関する調査は実施していない。

(B 委員)

量の見込みと確保と言っても、施設整備を伴う定員数の変更は把握できたとしても、定員をどう考えるかということが反映されていないのであれば、これから人口が減少していったときに定員の減少もあると思う、あるいは、ここに記載のあるように幼稚園で定員を25名増やす施設もある。何かを伴わなければ出てこないということになる。そ

のような把握の方法でよいのか。

(事務局)

定員の増減に関する意向調査というのは実施しておらず、施設類型の変更ということでの意向調査、施設整備に基づくという部分でしか把握していない。現状としてはその数値の反映で記載している。

(B 委員)

仮にどこかの園で1号定員を変更したい、2号、3号の定員を変更したいという場合は個別に要望書等を上げないとこの計画には反映されないということか。

(事務局)

計画ということでは施設整備を伴うものを入れているが、個別の定員の変更について、減に関しては届出、増に関しては申請協議ということで個別の対応となると考える。

(B 委員)

計画値は絶対値ではないという理解で良いか。
また、今回も中間見直しは実施する予定か。

(事務局)

現プランと考え方は変わらない。

(A 委員)

平日日中の教育及び保育の全市の状況については、基本的に事務局案のとおりとする。

(A 委員)

平日日中の教育及び保育の各地区の状況について事務局から説明を。

(事務局)

平日日中の教育及び保育のうち各地区の状況を説明する。はじめに教育・保育提供区域について、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき地理的条件や人口、教育・保育の整備状況等を勘案し各市町村が設定する区域であり、本市では現在のプランと整合性を図るため全市を6つの区域に分けて設定したいと考えている。

この区域は、地域で活動する様々な団体により構成される地域まちづくり推進協議会の15の区域をベースとして現在のプランと同じ地区割りによって神居・江丹別地区、神楽・西神楽・緑が丘地区、中央・新旭川・東光・豊岡地区、末広・春光・春光台・鷹

の巣・東鷹栖・北星地区、永山地区、東旭川地区の6つの区域としたところである。

続いて52ページ、6つの地区について個別に説明する。

初めに、神居・江丹別地区、地区の人口等の概要については、ページの中ほどに表を掲載しているの、これに係る説明は省略する。

その下に施設の種類ごとに掲載した表があり、保育所型認定こども園の定員充足率は109.1%と定員を超えているが、それ以外の施設は定員割れの状況であることが確認できる。

続いて、53ページに量の見込みと確保方策の表を掲載している。まず、量の見込みについて、神居・江丹別地区をはじめ、いずれの地区についても全市の量の見込みを基に各地区の0歳～5歳児の人口の割合により案分して算出している。

確保方策については、それぞれの地区の現状及び今後の取組内容を踏まえて掲載している。

53ページの表では、計画の最終年度に当たる令和6年度の時点で3号認定の0歳、1歳から2歳の量の見込みに対し確保方策との過不足の算定においてマイナスが生じているところである。

続いて、54ページの神楽・西神楽・緑が丘地区について、表の定員充足率をみると認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の3施設で定員を超えている。また、表の一番下にある合計の定員充足率は、96.0%を示しており6つの地区の中で最も充足率が高い地区である。

隣の55ページの表の右下に令和2年度から令和6年度までの取組内容を整理した箇所があり、幼稚園や認定こども園、企業主導型保育事業で定員の増を予定している。量の見込みと確保方策を比較すると、5年間の計画期間においていずれも不足は生じていないところである。

続いて56ページ中央・新旭川・東光・豊岡地区について、表の定員充足率をみると認可保育所、幼保連携型認定こども園の2施設で定員を超えている。

この地区は6つの地区で最も人口の多い地区であるが、表の一番下にある合計の定員充足率は「90.7%」を示しており、6つの地区では平均的な数値となっている。

57ページの表で右下の取組内容を整理した箇所をみると、認可保育所及び小規模保育事業で定員の増、また、確認を受けない幼稚園で休園に伴う定員の減を予定している。

令和6年度の状況として、量の見込みと確保方策を比較すると、1号認定及び2号認定を含めた量の見込みに対し、確保方策との比較においてマイナスが生じているところである。

続いて58ページ末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区について、表の定員充足率をみると、認可保育所で定員を超えているが、他の施設は定員割れとなっている。この地区は6つの地区で2番目に人口の多い地区であり、特定地域型保育事業の定員充足率は87.7%と6地区で最も高い数値となっている。

59ページの表、右下の取組内容について、認定こども園で定員の増、また、幼稚園で特定教育・保育施設への移行に伴う定員の減を予定しており、計画の最終年度に当たる令和6年度の時点で3号認定の1～2歳の量の見込みに対し、確保方策との比較においてマイナスが生じているところである。

続いて、60ページ永山地区について、6つの地区で2番目に人口密度の高い地区にであるが、表における定員充足率をみると認可保育所で定員を超えているものの、他の施設は定員割れとなっている。61ページの表、右下の取組内容について、認可保育所の定員の増を予定しており、令和6年度の時点で量の見込みと確保方策を比較すると、不足は生じていないところである。

最後に62ページ東旭川地区について、この地区は6つの地区で最も人口の少ない地区であり、表の定員充足率をみると、いずれの施設も定員割れとなっている。63ページの表では、計画期間全般において量の見込みと確保方策との比較においてマイナスが生じており、令和6年度の時点では3号認定の0歳と1歳から2歳においてマイナスが大きいところである。

以上で各地区における量の見込み及び確保方策について説明を終わる。

(A 委員)

事務局から平日日中の教育及び保育の各地区、6地域の状況について説明があったが、意見、質問などはあるか。

(D 委員)

保育所、幼稚園も居住地の地域外から保育園、幼稚園に行きたいという方もいると思う。例えば東旭川地区に住んでいるが中央にある幼稚園に行きたい場合など。特定の幼稚園、保育園に関しては人気が高く、また、定員割れを起こしている保育園もあると思う。他の地域に行く分の数や、東神楽町などから旭川市にという方もいると思うが、そのような見込みは含まれているか。

(事務局)

広域利用ということで、東神楽町や東川町などの方が旭川市の施設を利用する数値は反映していない。

また、6つの地域で分けており、保育施設も幼稚園も地域を超えて利用している方はいるが、計画の数値として、確保内容はそれぞれの地域にある施設の定員数としており、量の見込みの数値は全市の状況を地域の人口で按分した数値としている。札幌市のように区ごとに利用調整を行っているような地域とは異なるものである。

(B 委員)

55 ページの取組内容で1号の幼稚園定員25人増とある。素晴らしい幼児教育ということでその園に入りたい方が増えた結果として定員が増えることだと思うが、同様に1号を持つ認定こども園でも考えられる要素であると思うが考え方を聞きたい。

また、62 ページの東旭川地区で、それぞれの充足率がそれほど高くないが各年度の計画では過不足がマイナスとなっている。入りたい人がいる状況だと思う。1号は枠の方が多と思うが、2号3号はまだ余力があるが入りきっていないのか。理由を教えてください。

(E 委員)

私学助成園が施設型給付の対象となる園に移行した際、利用定員を下げていたが、想定よりも子どもが集まったことから、認可定員の中で増やすということではないか。

(事務局)

利用見込みの増大ということで、北海道に対して認可定員を25名増やすための申請中であると聞いている。

(B 委員)

新制度が始まる前に、文科省から定員を増やすよう通知があったと思うが、それとは別に神楽・西神楽・緑が丘地区で言うと、量の見込みとしては足りているが、定員を増やすということを計画として市は認めていくということで良いのか。

幼稚園に対してではなく1号定員として認めるという解釈で良いのか。

(事務局)

こちらの幼稚園は利用実態に応じて認可定員増の申請をしているところだが、1号全体については、全市の状況や施設ごとの利用状況を踏まえて個別に判断していくことになると考えている。

(B 委員)

利用状況を踏まえてということで良いのか。

(E 委員)

一部の認定こども園が1号を大幅に超えているという部分は、申請すると市は認めるということなのか。

(事務局)

全市で見ると1号定員は利用より受皿が多い状況であるため、現在認定こども園の教育利用の需要が増大しているとは考えていないが、先日の審議会本体で説明したとおり、定員遵守については過日市の考え方を通知したところである。無償化によるニーズの変化の予測は難しいため、現状としては当初の計画の考え方を維持していく必要があると考えているので、全ての申請に基づいて利用定員を増やしていくという考えは、現時点では持ち合わせていない。

(B 委員)

今の説明は、幼稚園の定員増は認めるが認定こども園の1号定員の増は認めないということか。

(事務局)

幼稚園の認可定員の増は北海道への申請であり、利用定員は市への申請となる。利用定員については共に1号として判断する。

(E 委員)

利用定員は増やさないが、認可定員は増やすということか。

(事務局)

現状としては全市的に1号のニーズが増大している状況とは考えていないので、1号の利用定員の増という考え方は持ち合わせていない。

(B 委員)

認可定員と利用定員はできるだけ一致させるようにと指導があったかと思うが、別物という考えでよいのか。

(E 委員)

本件は認可定員のことでなく利用定員を増やすということではないかと思う。どこの幼稚園も、もともと利用定員は認可定員より低く設定しているのではないのか。おそらく今回、1園の休園があつて175名減ると書いているが、これがもし施設型給付になった時には、市はこのような人数で利用定員を設定させないと思う。また、利用定員はもっと下がってくると思う。しかし認可定員が175名のままであるので、北海道に対しては175名で申請したままだと思われる。175名減ったように見えるが、実際には十数人しかいないと思う。

(事務局)

今の質問については、いったん持ち帰らせていただき、確認した上で次回の部会で回答したいと思う。

(事務局)

東旭川地区について、量の見込みは住民の居住地ベースということになっており、実際には東旭川地区であっても地域をまたいで他地区の利用がある事も想定される。園バスも地域をまたいで運行している。計画上は居住地ベースで整理しているためマイナスが出ているが、実態としては利用ができていると考える。

(B 委員)

東旭川地区に住んでいるが東光・豊岡地区や永山地区の施設などを利用しているので、実態としてはこれほど不足している状態ではないという認識で良いか。

(事務局)

そう考えている。

(E 委員)

そもそも地域で見ていくのはどうなのか。今の話であったように園バスで市内どこでも行ける状態で、地域で見る必要があるかという疑問がある。

その園に通っている子どもたちがどこの地域から来ているかということも出さないと、地域で見ていくということにならない気がする。

(事務局)

居住地ベースで整理しているので、実際にどこの地域の施設を利用しているかということはこの計画に反映されていない状況ではある。しかし、地域ごとにどの程度の施設の確保量となっているかということを見るという部分では、定程度の地区割で整理していく必要はあると考える

(C 委員)

市から保育士確保の関係でアンケート調査があった。市職員が保育士確保に取り組んでおり、保育士が不足しているから0歳児など3歳未満児が入所できないと聞いたが、この資料の数値を見ると保育士が不足している状況ではないのか。

(事務局)

計画上は保育士不足によって受入れが難しいという部分は反映していない。確保内容

の数値については今設定している定員ベースで整理したものであり、この定員と弾力的運用を含めて運営していけるかどうかという部分は保育士確保の取組が重要であるため、引き続き重点的に取り組んでいく必要があると考える。

(C 委員)

平成31年4月1日の数値を見ると保育士が足りているように見える。

(事務局)

この資料の表は年度当初ということもあって、入所数に対して保育士数は足りているが、年度の後半にかけて更に受入れをしていく上で保育士が必要だという施設はここ数年増えていると思っており、問合せも増えているため、保育士不足は旭川市内でも生じている状況であると考えている。

(E 委員)

全体で見ると小規模保育事業の充足率が78.6%、企業主導型保育事業の充足率が56.3%であり、どの地区も充足率100を下回っているが、計画の中で小規模保育事業と企業主導型保育事業それぞれ1施設の新設とある。これは保育士不足というところで、本来は入れられるところを断って入所できない状況を考えて増やすという計画であるのか。

(事務局)

小規模保育事業については、今年度と昨年度とも整備について見送った経過がある。4月1日時点の待機児童ゼロが継続している状況であることや、小規模保育事業の年度当初の充足率が低いことなどが要因である。

3歳から5歳までは年度当初からの伸びがあまりないが、小規模保育事業は0歳から2歳までの施設であり、0歳の人数は年度当初から年度後半に向けて伸び率が大きく、1歳から2歳までは微増していくという状況であるため、受皿の一つとして小規模保育事業の整備を次年度1施設と考えている。

また、企業主導型保育事業については、従業員向けの保育事業であり、その中で地域枠の設定がある分を計上しているもの。この新設分は新たな事業所の新設に伴うもので充足率は現段階ではそれほど高くなっていない状況である。

(事務局)

小規模保育事業について補足する。今の説明のとおり平成30年度、平成31年度と当初の計画には位置付けていたものを実態を踏まえて見送ったが、計画にある令和3年度の取組内容にある新設についても、計画には位置付けているが、令和2年度の利用状

況等も踏まえて個別に可否について判断する必要があると考えている。

(E 委員)

計画上では予定しているが、まだ確定ではないということで良いか。

(事務局)

そのとおり。

(B 委員)

小規模保育事業について、0歳から2歳までの途中需要は膨大であるためその対応は分かるが、小規模保育事業が大事な受皿であるに於いては、年度当初は子どもが少ない、年度途中に増える。だから良いということではない。年度当初は認可保育園や認定こども園であれば卒園児が減って新規の子どもが入って、ほぼ同数で始めることができる。小規模保育事業の場合は19名定員が多いと思うが、卒園児と兄弟と一緒に抜けていくので、年度当初は3分の1くらいになる。だいたい10名を下回る。そこから年度後半に向けて19名になるまでの人件費を捻出するのは相当厳しい実態だと思う。その運用は認可保育園等よりシビアな人件費であるため、その点についても検討する余地があると思う。この計画とは別の話かもしれないが、検討していただかないと、小規模保育事業は何年も持たないと思う。更に企業主導型保育事業も色々な形で入ってきており、地域枠をいい加減に使われてしまうと基本的な施設が立ちゆかなくなる可能性もある。

これからはこれまで以上にシビアになると思うので合わせて検討してほしい。

(事務局)

今の意見を踏まえて小規模保育事業の計画については慎重に検討していきたいと思う。

(A 委員)

一部回答が残った部分以外は事務局案のとおりとする。

(A 委員)

時間外保育事業について事務局から説明を。

(事務局)

資料1の42ページ時間外保育事業について、参考資料6の7ページから説明する。

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて保護者の就労時間等により通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業である。

「1」にアンケート調査から算出したニーズ量を整理しており国の手引に基づいた算定によると、1日当たりの利用者数は令和2年度が379人、新プランの計画期間の最

終年度に当たる令和6年度は332人となっている。

「2」に現プランの計画期間である平成27年度から各年度の実績を掲載しており、その推移を見ると登録人数は平成27年度の463人から増加する一方で、1日当たりの利用者数は、平成27年度の175人から減少する傾向がみられる。

続いてニーズ量及び実績を踏まえて、「3」に量の見込みと確保方策の案を整理している。1日当たり利用者数は、ニーズ量と実績では2倍程度の乖離がみられるので量の見込みについては、平成27年度から4年間の実績の平均値である163人を令和元年度の実績見込みと想定して先ほど説明した平日日中の教育及び保育のうち、2号認定の保育と3号認定が年度の推移とともに減少する割合を掛けて算出している。

確保方策については、令和2年度から令和6年度までの5年間において、量の見込みの数が現在の定員数である332人に収まることから、現在の体制により今後も事業を継続していきたいと考えている。

最後に、資料1の42ページ、新プランにおける各事業の掲載においては、量の見込みと確保方策が容易に比較できるよう、参考資料6にあるニーズ量や実績値の記載は省略することとし、また、確保方策の考え方を簡単に記載して、整理したいと考えている。

以上で時間外保育事業についての説明を終わる。

(A 委員)

事務局から時間外保育事業についての説明があったが、意見、質問などはあるか。

<意見等なし>

(A 委員)

時間外保育事業については、事務局案のとおりとする。

(A 委員)

次に放課後児童健全育成事業について事務局から説明を。

(事務局)

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童クラブの取組を指している。

「1」にニーズ量を整理しており、国の手引に基づいて小学1年生から6年生までの内訳も記載しているが、1日当たりの利用者数は令和2年度の2,653人から減少し、令和6年度は2,411人に推移している。

次に「2」の(1)に本市が設置した公設の実績を掲載しており、その推移を見ると、

利用者数は平成27年度の2,476人から増加傾向にある。

9ページの(2)には、民間事業者が設置した民設の実績を掲載しているが、こちらも増加傾向がみられる。

次に「3」の量の見込みと確保方策の案は、1日当たり利用者数についてニーズ量と実績では1割程度の乖離があり、また、学年ごとの利用割合にも差異がみられることから、量の見込みについては、直近の実績をニーズ量で除算して算定した補正率と実績における対前年比の伸び率を乗じて算定している。

確保方策については、令和3年度から量の減少を見込んでおり、公設の定員数は減少の方向としている。

これについて今後も小学校区ごとの待機児童等の状況を踏まえながら、提供体制の確保を図っていきたいと考えている。

放課後児童健全育成事業については以上。

(A 委員)

事務局から放課後児童健全育成事業についての説明があったが、意見、質問などはあるか。

(D 委員)

令和2年度から公設民営に移ると思うが、公設公営時のニーズ調査の数値を用いているため参考値程度であると思う。民営化により人気が出る可能性もあると思う。

私の周りでも児童クラブの人気がなく、子どもが行きたがらずに泣くというお母さんに何人か出会った。公設民営となってサービスが向上し、ニーズが上昇する可能性があり、柔軟な見直しの可能性があるのか教えてほしい。

(事務局)

ニーズの動きは現段階で見えないため、今計画ではこれまでの実績等に基づいて数値を出しているが、公設民営がスタートした後のニーズの状況を見ながら中間見直しの際に改めて状況を確認したい。

(D 委員)

中間見直しとは何年度に実施するのか。

(事務局)

令和4年度に見直しとなる。

(D 委員)

爆発的に増える可能性もあると思うが、実態と大きく乖離した場合は、中間見直しよりも前に検討するという可能性はあるか。

(事務局)

計画自体は毎年度ではなく中間年での見直しとなる。

(F 委員)

児童クラブの事を言っていると思うが、既に公設民営化となっている児童センターはここに含まれないものか。放課後児童健全育成事業に入れるべきではないか。

(事務局)

放課後児童健全育成事業とは放課後児童クラブのことを指しており、国の定めであるもの。児童館は含めない。

(B 委員)

小学校1年生から6年生に向かって人数が減少している。減少の要因は児童クラブを辞めていくということで減っているのか。私の園に通う保護者の話によると、利用希望はあるが低学年の子が一杯になってきたから、そろそろ退会してはどうですかと肩を叩かれたという声も聞いている。民間委託を想定してのものなのか、確保方策でも定員数は減っている。6年生まで使えるという制度設計であると思うので1、2年生が減少した分4、5、6年生が増えていくということが考えられると思うが、その対応はの中で考えないのか。

(事務局)

児童クラブは平成28年12月から待機児童ゼロということで、利用希望者は全て利用できる状況であると考えている。1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少するというのは、例えば、一人で留守番できるようになった場合、クラブ活動を始めた場合などで利用をやめる方がいるのでこのような数値の傾向になると考える。高学年についても利用希望者は利用できる体制については、民間委託となっても公設であるため、入会の審査・決定はこれまでどおり市が行うことになるので、対応できると考える。

(B 委員)

保護者の話を聞くと、勤務時間が長い方に取られた、4年生くらいになると下の子に席を空けてほしいという表現があったと聞いている。この数が自然減なのか、低学年を重点的に扱わなければならないということで上級生を少なくしているのか、公設民営す

中での状況把握もしてもらおうと良いと思う。何人かは使えなかったと嘆いて帰ってくる親もいる。一定条件をかけているのか、確認してもらえればありがたい。

(A 委員)

公設民営となればプログラムも多彩になり、学年が上でも魅力的な放課後の過ごし場所になると思うので、D 委員の話でもあったように数値が変わる要素もあると思う。

職員も更なる研修を受けて資質も向上していくと思うが、そのようなことが陰で行われることのないよう確認してほしい。

放課後児童健全育成事業については、部会の意見として事務局案のとおりとする。

(事務局)

放課後子供教室について事務局から説明を。

(事務局)

放課後子供教室は、国の基本指針に基づいて掲載する事業ではないが、平成30年度に国において新・放課後子ども総合プランが策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとして、市町村においても円滑な取組促進を求められていることから、放課後児童健全育成事業に関連する事業として掲載しているところである。

参考資料6の10ページ、放課後子供教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け地域の方々の参画を得て学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことにより、児童の社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性をかん養するとともに、地域の活性化や教育力の向上を図る事業であり、放課後児童クラブと同一の小学校内等の活動場所において実施し、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる一体型と、放課後児童クラブと同じ学校区にあるが連携していない、又はどちらか一方しか存在していない単独型に大きく分類される。

「1」のニーズ量については、算定の対象外とされているため記載していない。

次に「2」の実績については、単独型について令和元年度に小学校3箇所へ設置しているところである。

次に「3」について、ここでは実施の方向性として整理しているが、関係部局間で連携を図りながら令和5年度までに一体型の放課後子供教室3箇所を新たに設置することとしている。

最後に資料1、43ページの点線で囲んでいる箇所について、冒頭でお話した新・放課後子ども総合プランに係り、市町村のプランに盛り込むべき事項が国から示された

ため、放課後児童健全育成事業、及び放課後子供教室の今後の取組について、それぞれの役割の向上や特別な配慮を必要とする児童への対応など7つの項目を整理したところである。

以上で放課後子供教室について説明を終わる。

(A 委員)

放課後子供教室について事務局からの説明があったが、意見、質問などはあるか。

(E 委員)

今は単独型が3か所あり、一体型を3か所とするので計6か所ということか。

(A 委員)

そのとおり。

(A 委員)

部会の意見として、放課後子供教室については事務局案のとおりとする。

(A 委員)

子育て短期支援事業について事務局から説明を。

(事務局)

子育て短期支援事業のショートステイとトワイライトステイの2つの事業について、ショートステイから説明する。ショートステイについては、保護者の病気や出産、出張などの事由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業である。

「1」にアンケート調査から算出したニーズ量を整理しており、1日当たりの利用者数で見ると11人から12人で推移している。次に「2」の実績について、1日当たりの利用者数は、0.4人から0.6人の推移である。

量の見込みについて、実績をみると1日当たりの利用者数は、0.4から0.6人で推移しており、いずれの年度も1人未満に収まっており、ニーズ調査の結果と比較すると乖離が見られるため、実績を基に量の見込みを1人としている。

確保方策については、各年度の量の見込みが現状の定員数の2名に収まっていること、また、同日に複数の利用がある場合の対応も考慮して、現在の定員数である2名を確保方策とし、事業を進めていきたいと考えている。

次にトワイライトステイについて参考資料6の12ページ、この事業は保護者の急な

仕事などの事由により夜間又は休日に家庭での養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かるものである。

「1」のニーズ量については、後ほど説明するその他の一時預かりと重複する算定となり、トワイライトステイに限って算出することが困難であるため、算定の対象外の扱いとして、ここでは記載していない。次に「2」の実績について、1日当たりの利用者数では0.1人から0.2人の推移となる。

量の見込みについては、実績を基にしており、1日当たりの利用者数が0.1人から0.2人で推移しており、いずれの年度も1人未満に収まっていることから、量の見込みを1人としている。

確保方策は、量の見込みについて、現状の定員数の2名に収まっており、また、同日に複数の利用がある場合の対応も考慮して、現在の定員数である2名を確保方策とし、継続して事業を進めていきたいと考えている。

以上で、子育て短期支援事業について説明を終わる。

(A 委員)

子育て短期支援事業について事務局からの説明があったが、意見、質問などはあるか。

(C 委員)

質問だが、児童養護施設は1か所しか知らないが、小学生をショートステイで預かった場合、その子が通う小学校に継続して通える状況か。

(事務局)

ショートステイは児童養護施設1か所と母子生活支援施設1か所の計2か所で実施しているものであるが、基本的に小学校への送迎は業務委託の中では実施していない。

(C 委員)

児童養護施設の児童と同じ小学校に数日間通うのか。

(事務局)

小学校は休むことになると思う。

(C 委員)

ショートステイの期間は1週間か。

(事務局)

7日間が利用上限。実際の利用は低年齢が多い。

(C 委員)

児童養護施設の小学生は学校に行くが、ショートステイの利用者は施設に残るのか。親が預けるとその間は学校を休ませるとのことか。

(事務局)

ほかに送迎してくれる方がいれば別だが、委託業者としては施設で送迎することにはなっていない。

(B 委員)

ここに出てきていないと数値と思うが、定員が少ない。利用を断ったケースは年間どれくらいあるのか。把握していたら教えてほしい。

知り合いにこの事業を紹介したところ、どこも一杯で使えないというケースがあった。2名しか枠がないので、利用者が重複すると使えない。

(事務局)

把握していない。確かに同日に重なることで利用をお断りするケースはある。

(B 委員)

数は分からないのか。その把握は必要ではないか

(事務局)

運用の中では、ファミリーサポートセンターの中で緊急に預かる事業やどうしても対応できる場所がないという場合には児童相談所の一時保護などでも相談することができと思うので、お断りした件数は把握していない。

(A 委員)

把握すること自体はそれほど難しいことではないと思う。これからはできるということの良いのか。

(事務局)

できないことではないと思うが、把握の課題も含めて、改めて検討する。

(A 委員)

できるのであればカウントしてどこかで報告してほしい。検討を。

(A 委員)

小学校に通えないということについて、事業としてそこまでのことは含まれていないと言えればそれまでだが、日常の生活から切り離されてしまうことを考えると、何とかできればと思う。

(C 委員)

病児保育事業では市内どこからでも500円でタクシーの利用ができる。500円徴収することの是非については分からないが、環境が変わるのでせめて小学校くらいはタクシーでの送迎などできれば良いと思う。

(A 委員)

施設のご厚意でそういったことはあるかもしれないが、子どもにとってより良い状況の在り方を考えて行きたいと思う。

子育て短期支援事業については、利用をお断りした件数を可能であれば把握して中間見直しの際に報告を。

(A 委員)

地域子育て支援事業について事務局から報告を。

(事務局)

地域子育て支援拠点事業については、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、育児相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、地域子育て支援センターの取組を指している。

「1」のニーズ量については、年度延べの育児相談の件数が令和2年度の6,180件から減少し推移している。

次に「2」の実績は、平成29年度に1施設増となったことから年度延べの育児相談件数は、平成29年度にピークを迎え平成30年度は減少に転じているが、概ね5,000人前後の件数で推移しているところ。

量の見込みについては、実績をみると育児相談件数が5,000人程度で推移しており、ニーズ調査の結果と比較すると乖離が確認できる。

これについて、実績を基に令和2年度を5,000件と見込み、令和元年度以降はニーズ量の減少割合に応じた量の見込みとしている。

確保方策について、令和2年度は現在の実績を基に5,000件に対応可能な体制を確保することとし、令和3年度以降は、量の減少を見込んでいるところだが、身近な場所で気軽に相談することができるよう、現在の相談体制の維持に努めていきたいと考えている。以上で地域子育て支援拠点事業について説明を終わる。

(A 委員)

事務局から地域子育て支援拠点事業についての説明があったが、意見、質問などはあるか。

<意見等なし>

(A 委員)

地域子育て支援拠点事業については、事務局案のとおりとする。

(A 委員)

次に一時預かり事業について事務局から説明を。

(事務局)

資料1の45ページから46ページ一時預かり事業の幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした幼稚園型と在園・在所児以外が利用するその他の一時預かりの2つの事業について説明する。

参考資料6の14ページ、一時預かり事業の幼稚園型について、幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後などに在園児を対象とした預かり保育を行う事業であり、保護者が共働き世帯であっても幼稚園等の就園を選択しやすくすることで、子どもの教育を受ける機会を確保しているところである。

「1」のニーズ量については、1日当たりの利用者数で見ると令和2年度の1,217人から減少し、令和6年度は1,065人に推移している。

次に「2」実績は、市が補助金を交付した園の実績のみを記載しているが、1日当たりの利用者数は平成27年度の456人から増加し、平成30年度は562人となっている。

なお、表の下に幼稚園型の一時預かり事業を実施した園数と、市が補助金を交付した園数を参考として記載しているが、幼稚園型の一時預かりを実施した園の中に、補助金の交付を受けていない園もあるため、これを含めた1日当たりの利用者数の実績は、さらに大きいものと思われる。

量の見込みについては、「1」のニーズ量に対して平日日中の教育及び保育の1号認定及び2号認定を算定する上で、実績との乖離を埋めるために調整した係数を掛けて、算定している。これにより、ニーズ量と比べて1割程度低減した数値となっている。

確保方策については、平日日中の教育及び保育の1号認定及び2号認定の教育に対する確保方策に相当するが、一部の実施施設で一時預かり事業に係る定員数が認可定員数を下回っているため、55人を差し引いて調整した値を確保方策としたところである。

なお、一時預かり事業の幼稚園型について、確保方策の数値の下にそれぞれ下線を引いている。これらの数値は、資料1に掲載した内容に誤りがあり、参考資料6の数値に

それぞれ訂正する。

参考資料6の15ページ、在園児以外が利用するその他の一時預かりについて、いわゆる一般型の一時預かり事業ということで、通常、保育所や認定こども園を利用していない世帯において、保護者が病気や急用の場合などに保育所や認定こども園で一時的に子どもを預かる事業である。

「1」のニーズ量については、1日当たりの利用者数でみると令和2年度の290人から減少し令和6年度は255人となっている。

次に「2」の実績について、1日当たりの利用者数は、平成27年度の79人から減少傾向にあり、平成30年度は2施設が増となったことから70人程度で推移している。

量の見込みについては、ニーズ量と実績を比較すると3倍程度の乖離が見られるため、ニーズ量の補正に係る国通知に基づき、算定の対象とする「家庭類型」について実際の利用が想定される専業主婦や短時間パートの家庭などに限定することにより、ニーズ量を補正し算定している。

確保方策については、現在の体制で量の見込みが可能であることから、現行の定員130人、13施設を確保方策とし、継続して事業を進めていきたいと考えている。

以上で一時預かり事業について説明を終わる。

(A 委員)

事務局から一時預かり事業についての説明があったが、意見、質問などはあるか。

<意見等なし>

(A 委員)

一時預かり事業については、事務局案のとおりとする。

(A 委員)

次に病児・病後児保育事業について事務局から説明を。

(事務局)

病児・病後児事業は、病気の急性期にある子及び回復期にある子について、病院や保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業である。

「1」のニーズ量については、病児保育と病後児保育を合わせた数値であるが、1日当たりの利用者数では、令和2年度の46人から減少し、令和6年度は41人で、おおむね40人台の推移となっております。

次に「2」の実績のうち、平成30年度に開始した、(1)の病児保育については、定員数3名で実施し、1日当たりの利用者数は1.1人となっている。

続いて（２）の病後児保育の実績については、定員数６名で実施し、１日当たりの利用者数は、０．３人から０．５人で推移している。

量の見込みについては、平成３０年度の１日当たりの平均利用者数は、両事業の合計で１．６人とどまっており、ニーズ調査の結果と乖離があるため、合計の定員数９人の状況で１日平均して１．６人の利用があると整理し、１．６人を定員数の９人で除算した割合により、１の各年度のニーズ量を補正した値を、量の見込みとしている。

確保方策について、現在の定員数で量の見込みを確保できるが、病児保育は平成３０年度に開始した事業であり、サービス内容の周知が進むことで利用者数が増加することも想定されるため、今後の利用状況等を踏まえながら施設整備等を検討したいと考えている。以上で病児・病後児保育事業について説明を終わる。

（Ａ委員）

事務局から病児・病後児保育事業についての説明があったが、意見、質問などはあるか。

（Ｄ委員）

病後児保育を何度も利用した経験があるが、結構断られる。インフルエンザや腸炎、手足口病など、ずっと流行っているわけではないが、流行があつて需要が一気に増える時季があるので、使おうと思っても使えない事業の代表格かなと思っている。

コンスタントに利用があるものではなく、ゼロの日があつて、急に何十人も来るといふ事業で、非常に難しいとは思いますが、本当は枠をたくさん増やせば良いがそれでも不足する日は出ると思う。今後どのような形で増やしていくか、見込みを教えてください。現状では足りないのではないかと。

（Ａ委員）

季節変動で増やすということか。

（Ｄ委員）

恒常的に増やす必要がある。例えば流行が分かって急に枠を増やすということができれば良いと思うが、それは不可能に近いと思うので全体のキャパを増やす方向が現実的だと思う。

（Ａ委員）

病児保育については利用状況を踏まえながら記載されているが、病後児保育について事務局から回答できるものはあるか。

(事務局)

病気の流行りによって利用状況が変わるという部分はある。利用申込みをしたが利用できないという人数について、今日は数値を持ち合わせていないが、そういった方がいることも承知している。病児・病後児のどちらも施設の作りとしてそれぞれ3名の定員で、別の病気でも感染しないよう個別の部屋に分かれて受け入れる体制としており、インフルエンザであればA型とB型など同じ型であれば同室での対応とする場合や、病児保育に来られた方でも症状がそれほど重くない場合には医師の診断の下で病後児保育で対応する場合など、流動的に対応している。平成30年度から病児保育を開始しており、連続利用ということで病後児の利用実態も増えているという状況もある。今回の計画の中では現状維持としているが、病児の周知が進むことで病後児の利用が増えることも考えられるので、状況を見ながら整備の方向性や確保量についても考えていきたい。

(D 委員)

市から直接お願いするというのではなく、状況を見てという受け身的に構えるのか、積極的に施設整備ができそうな所への声掛けなどするのか。

(事務局)

現在も実施主体は旭川市であり民間への委託で実施している。事業を増やしていく場合には市からの募集などで対応する。

(D 委員)

お願いというか、予防接種に関して積極的に受けるよう市からの声掛けをしてもらうと違うと思う。インフルエンザも40%ほど効果がある。行政的には大きな数字であるので、そういったところも働き掛けつつ最後のセーフティーネットとして病児・病後児保育があるという広報もできると思う。意見として。

(C 委員)

病後児保育の施設で外の階段を上がるということを知った。1階で受け入れることや建物内を通ることにはならないのか。

(A 委員)

施設整備的に難しい部分もあると思う。今後新たな施設整備がされる際にはそういったことを考慮してもらえればと思うが、感染のおそれがあるという観点からも同じ出入り口は難しいと思う。

(A 委員)

病児・病後児保育事業については、基本的に事務局案のとおりとする。

ただし、利用状況等を見て市が積極的にサービスの改善を図っていくという姿勢を忘れないでほしい。

(A 委員)

そのほかに全体を通して何かあるか。

(B 委員)

目標値のクリアの有無だけではなく、実際のニーズ量をどう把握するのか、断った件数も把握しないと実際のニーズはそこにあると思う。定員何名に対して何名の利用実績があるということだけでは本当のニーズが拾えていない、本当のニーズを拾った時にその定員、箇所数で良いのかとなると思うので、是非、断った数値も拾っていくという姿勢で臨んでいただきたい。

(A 委員)

そのほかに何か意見等あるか。〈なし〉

3 閉会